間近に迫った中国版ＲｏＨＳ

- 計工連現地調査による最新情報 -

㈳日本計量機器工業連合会

㈱　島津製作所　地球環境管理室

2007年2月26日

目次

1. 調査目的及び調査期間 3
2. 国家質量監督検験検疫総局 4
3. 第11回日中計量定期協議会風景 7
4. 訪問先 8
5. 電子情報製品汚染防止管理弁法（中国版RoHS） 12
6. 計工連会員企業が取扱う製品 17
7. EU　RoHSと中国版RoHSの違いについて 19
8. 中国版RoHSに関する質問 20
9. 中国版RoHSに関する国家質量監督検験検疫総局の対応 29
10. 中国企業の取り組み 30
11. 中国における最近の電気･電子機器に関する環境規制 31
12. 中国国務院 32
13. 電子情報製品汚染防止管理弁法での役割と責任 33
14. 電子情報製品汚染防止管理弁法関連の標準 34
15. SJ/T　11364-2006　電子情報製品汚染制御表示に対する要求 38
16. SJ/T　11363-2006　電子情報製品中の有毒有害物質の限度量に対する要求 45
17. SJ/T 11365-2006　電子情報製品中の有毒有害物質の検査測定方法 46
18. 中国版RoHSに対する主なQ&A 47
19. URL 49

調査目的及び調査期間

計工連として、第11回日中計量定期協議会の開催及び間近に迫った中国版RoHS規制「電子情報製品汚染防止管理弁法」等の調査のため、2007年1月28日から2月3日までの日程で中国へ調査団を派遣した。

中国版RoHS調査に関しては、国家質量監督検験検疫総局等を訪問し、検々総局や信息産業部の政府機関関係者と面談して、規制内容や規制方法等の最新情報の収集を図るとともに、JEITA北京事務所を訪問した。

更には電気･電子部品や製品等を製造する中国企業あるいは外資系企業を訪問し、RoHS規制への取り組み実態の把握や製造現場の視察を行い、現地企業の現況を把握した。

国家質量監督検験検疫総局　概観

国家質量監督検験検疫総局

国家質量監督検験検疫総局　正面入口

第11回日中計量定期協議会風景

（国家質量監督検験検疫総局内）

訪問先

1．国家質量監督検験検疫総局

1）中国で販売される**商品全般の品質検査・管理及び認証認可、品質管理の標準化作業**などを行う国務院の直属機関
- ・技術監督に関する法規を起草、方針の策定
- ・出入国時の品質検疫検査制度の制定
- ・国内企業の製品品質管理と強制検査の実施
- ・**CCC重点管理目録の発行**

2）**認証認可と標準化行政管理**は、同局管轄下の国家認証認可監督管理委員会、国家標準化管理委員会がそれぞれ担当

（**国家標準化管理委員会（SAC）：全国の標準化作業**を管理監督）

3）2003年「強制認証制度（CCC）」に基づく「強制的製品認証管理規定」を公布

2．JEITA　北京事務所

中国政府や関連機関、中国業界団体との交流や現地日系企業の事業活動の支援、情報提供

訪問先

3．北京京東方光電科技有限公司

日本･韓国･台湾から技術導入し、17インチ、19インチ、26インチ（TV用）液晶パネルを製造。LG、サムソン、DELLなどに納入

訪問先

4．**上海市計量測試技術研究院**
全国7つの計量センターの一つで最もレベルが高い。

5．**上海日立電器有限公司**
空調用コンプレッサーの中国での最大メーカー

訪問先

6．METTLER TOLEDO

1）スイスに本社を置く多国籍企業グループ
2）研究所用、産業用、商業用の電子天秤・電子台はかり・計量システムをはじめ、自動分析機器やプロセス機器を開発、製造、販売
　世界最大の計量及び分析機器メーカ
3）年間売上：10億ドル超　従業員数：10000人超

電子情報製品汚染防止管理弁法（中国版RoHS）

1．概要

1）電子情報製品廃棄物による環境汚染の抑制及び削減を行い、環境と人々の健康を保護する。

2）中国内で行われた電子情報製品の生産、販売及び輸入の行為に適用し、輸出製品の生産行為には適用しない。

3）設計及び生産は環境保護及び回収利用に便利なものを使用しなければならない。

2．対象有毒有害物質・元素

・鉛
・水銀
・カドミウム
・6価クロム
・ポリ臭化ビフェニール（PBB）
・ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）

＜続き＞

3．対象電子情報製品

1）レーダ設備製品
2）通信設備製品
3）ラジオ･テレビ設備業界製品
4）コンピュータ業界製品
5）家庭用電子製品
6）電子計測器製品
7）電子産業専用設備製品
8）電子素子製品
9）電子部品業界
10）電子応用製品
11）電子専用材料製品

等の製品とその付随製品（部品や材料）

注）　電池、設備（半導体製造設備、LCDデバイス製造装置等）、金型、部品、材料　等も対象である。

＜続き＞

4．実施には2ステップ方式

1）**第1段階**

下記を製品に表示する義務（2007年3月1日から実施）

① 有毒有害物質の名称、含有量、含有部品
② 回収利用の可否
③ 環境保護使用期限
④ 梱包物の上に梱包材料名とリサイクルの可否（マーク表示）

＜続き＞

2）**第２段階**

電子情報製品汚染防止重点管理目録を作成し強制認証管理（実施時期は未定）

①有毒有害物質の含有が明らかな製品は管理対象とし、製品の代替や材料の代替がある場合、または含有量制限標準に適合可能である場合、関連業界にとって「技術的に確立されており、経済的にも実行可能性のあること」が既に実現されていることが確認された場合は、製品を「重点管理目録」に盛り込んだ上で強制認証（**CCC認証**）を実施

②重点管理目録に盛り込まれた場合、代替か限度量制限標準に適合させなければならず、製品は厳格なCCC認証の合格判定を経て初めて販売可能

③重点管理目録に盛り込まれなかったものは暫定的に「免除」

＊　＜３Ｃ管理＞（中国強制認証：china　compulsory　certification ）

・CCC制度とも言われ2003年8月1日より実施。中国内で販売される製品に適用認証を受けて認証証書を取得し、「CCCマーク」を付けなければ中国で出荷、輸入、販売出来ない。現在は、電線・電気ケーブルや低圧電気部品などの１９種類１３２品目についてCCCマークがないと輸入、販売が禁止されている。
・別途認証をもらって定期的に監査を受ける必要がある。

＜続き＞

5．管理弁法対象外製品

1）研究開発、実験、テスト及び展示に用いるテスト機、モックアップ又はプロトタイプ
2）軍事用
3）輸出品（2条）
4）洗濯機等白物家電
　これらのコンポーネントが生産組み立てという目的のために最終製品メーカに直接供給される場合
　（単品販売の場合は対象）
5）自動車の生産組み立てのために直接自動車製造業者に供給される電子製品
　（単品販売の場合は対象）
6）メンテナンスまたはグレードアップに使用されるパーツ
　（単品販売の場合は対象）

計工連会員企業が取扱う製品

精密測定機器、
質量測定機器、
気象･海洋観測機器、
レベル測定機器、
試験機、
振動計、
速度･回転等測定機器、
圧力変換器、
環境測定機器、
光学測定機器、
計量機能付包装機器
地震計、
流量測定機器、
探知･探傷器･非破壊検査機器、
設備診断装置、
車両用計器、
加速度変換器、
指示･調節･記録計等、
測量機器、
電気式温度計、
圧力測定機器、
ガソリン等計量器、
加速度計、
加重変換器、
分析機器、
プロセス制御システム

上記機器に関係するセンサー

＜続き＞

電子情報製品

- レーダ設備製品
- 通信設備製品
- ラジオ･テレビ設備業界製品
- コンピュータ業界製品
- 家庭用電子製品
- 電子計測器製品 →
- 電子産業専用設備製品
- 電子素子製品
- 電子部品業界
- 電子応用製品
- 電子専用材料製品

→

- 周波数計測器
- 電圧計測器
- オシロスコープ
- デバイス常数計測器
- ガイガーカウンタ
- パルス計測器
- ｽｷｬﾆﾝｸﾞ、ｽﾍﾟｸﾄﾙ波形ｱﾅﾗｲｻﾞ
- マイクロ波計測器
- 通信用計測器
- ラジオテレビ用計測器
- 超低周波計測器
- 音声学用計測器
- 妨害電界強度測定器
- 電圧レギュレータ
- 記録表示機器
- 信号ソース
- 電力計
- その他計測器 →

→

- 水晶発信器
- ・・・・・
- ・・・・・
- ・・・・・
- 気象計器

EU RoHS と 中国版RoHS の違いについて

1. EU RoHS

1) 8つのカテゴリーがあり、その中の全製品を対象
（現在、カテゴリー8（医療用機器）と9（監視･制御機器）は適用除外）

2) 技術的、経済的に対応が難しい製品については適用除外を設定

2. 中国版RoHS

1) 国情に応じて対象製品を徐々に取り上げて行く。

＊ 越来越来（ユエライユエライ） ： 徐々に

技術的、経済的に対応可能なものから実施して行き、最終的には全ての製品が対象となる。

2) 初めに、対象製品として「分類注釈」にある製品、部品、材料を取り上げた。

3) ＜第1ステップ＞
使用制限するのではなく、有害物質が含まれる場合はラベル表示する。

4) ＜第2ステップ＞
3C強制認証の実施

中国版RoHSに関する質問

国家質量監督検験検疫総局にて、
・国家質量監督検験検疫総局　検験監管司
・信息産業部電信研究院
の責任者及び担当者と面談し、中国版RoHSに関して情報交換を行うと共に、質問事項について回答頂いた。
また、JEITA北京事務所を訪問、同様に情報交換した。

以下に、それらの内容をまとめて報告する。

質問事項

Q1

「電子情報製品分類注釈」の中で計工連に関係しそうな製品は、電子計測器製品、電子産業専用装置製品である。そこには以下のような「工業計測用センサー類やそれらの受信器類、分析計測機器類」は含まれていない。

流量計（流量センサー）、圧力計（圧力センサー）、温度計（温度センサー）、分析計測機器

例え電子計測器製品であろうと、「電子情報製品分類注釈」に明確に記載されていない製品は管理弁法の対象外と考えてよいか？

同様に、「分類注釈」の「電子産業専用装置製品」に明確に記載されていない設備は対象外と考えてよいか？

A1

「分類注釈」のリストにないものは対象外と考えてよい。

「分類注釈」の改定については、国家統計局が電子産業の統計用として作ったものなので、国家統計局が改正することになる。

信息産業部としては、「分類注釈」を改定出来ないが、「分類注釈」の中には「その他」という部分もあるので、そこに追加することも出来る。という話もあった。

「分類注釈」について、信息産業部の改定が早いのか国家統計局の改定が早いのかは不明

質問事項

Q2

100問答の13、15問に「自動車、白物家電の生産組立のための部品は管理弁法の対象には属さない」とある。同様に、最終製品が管理弁法の対象外である製品に組み込まれる部品は、単独販売を除いて、対象外と考えてよいか？

A2

その通りである。

Q3

「Q2．最終製品が管理弁法の対象外である製品に組み込まれる部品は、単独販売を除いて、対象外」である場合、最終製品の一部として「管理弁法」対象の部品をメーカから中国へ直送した場合と最終製品とは関係のない単独部品として送付した場合の区別が付かない。

メーカから最終製品の一部として部品を送る場合、最終製品に関連する部品リスト等関係が分る資料を添付しておけば、部品に表示する必要はないか？

A3

その通りである。

第1ステップの表示は、「自己申告」であるので、関係が分る資料を部品に付けておけば部品に表示する必要はない。

質問事項

Q4

100問答と36問答（2006・6・5）に同じ質問が載っているが回答内容が異る。
最新版の100問答の内容が正しいと考えてよいか？
＜例＞
100問答
16Q：ﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ﾊﾟｰﾂや交換保証品製品は「管理弁法」の調整範囲に属しているか？
16A：ｱﾌﾀｰｻｰﾋﾞｽに於いて、ﾒﾝﾃﾅﾝｽ又はｸﾞﾚｰﾄﾞｱｯﾌﾟに使用されるﾊﾟｰﾂは「管理弁法」の調整対象に属さない。
但し、単独の商品として販売する場合は「管理弁法」の調整範囲に属す。

36問答
14Q：ﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ﾊﾟｰﾂや最終製品のﾊﾟｯｹｰｼﾞ交換用製品は管理弁法の制約対象に含まれるか？
14A：2007年3月1日以降に生産されるﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ﾊﾟｰﾂや最終製品については、ﾒﾝﾃﾅﾝｽに用いられるものであれ、単独に販売されるものであれ、全て「管理弁法」の制約対象に含まれる。2007年3月1日より前に生産されたﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ﾊﾟｰﾂやﾊﾟｯｹｰｼﾞ交換製品を、2007年3月1日以降に、販売済み製品のﾒﾝﾃﾅﾝｽやﾊﾟｯｹｰｼﾞ交換に限って用いるのであれば「管理弁法」の制約対象には含まれないが、単独の商品として販売するのであれば「管理弁法」の制約対象に含まれる。

A4

100問答は36問答を一部修正している。Q&Aは、順次改定されるので最新版のものが正しいと考えてよい。

質問事項

Q5

生産日が2007年3月1日以前である製品の場合、中国に輸入されるのが3月1日以降であっても対象外か？

A5

対象である。「中国市場に入る時点」が3月1日以前か以後かで判断する。

100問答の32問の話は、中国内で生産する製品に対するものであって、その製品を「市場に投入する」時点については、製品の「生産年月日」である。
国内生産品の場合、生産日と市場に投入する日はほぼ同じであるからである。

中国に輸入される製品は、生産年月日が特定できないので、中国市場に入る時点からが対象である。
つまり、輸入品は、「中国市場に入る時点、3月1日からが対象」と判断しており、生産年月日ではない。
それら輸入品についての「市場に投入する」時期の解釈は、国家質量監督検験検疫総局に権限がある。

質問事項

Q6

子会社へ製造設備を移管する場合、どのように対応すべきか？（販売行為を伴わない移管の場合）

100問答の34問にある「販売」または「市場に投入する」ことには該当しないと考えて対象外と見てよいか？

A6

対象と考える。安全環境保護の面からも、設備を含め対象とする。

Q7

部品の環境保護使用期限が10年の時、生産日以後2年経過していると完成品の表示期限は8年となるのか？

100問答の39問に「例え部品の原因による問題であっても最終製品の製造者が責任を負う」とあり「部品メーカの責任は最終製品のメーカが独自で追及する」とあるので完成品メーカの責任として10年としてよいか？

A7

製品メーカの責任で10年としてもよいが、8年と表示するのをすすめる。

質問事項

Q8

第1ステップ（表示）から第2ステップ（CCC強制認証）へ移行する手順はどのようになるのか？

そして、第2ステップ（CCC強制認証）への移行時期はいつごろか？

A8

本来は、国家認証認可監督管理委員会から回答すべきであるが代わって回答する。

現在まだ移行時期とかスケジュールは決まってない。
国家認証認可監督管理委員会は、専門家チームを組んでおり、重点管理目録や細則について検討中である。
いずれにせよ、中国の実情に合わせて徐々にやって行く。

Q9

現在、CCC強制認証を受けている製品で、「分類注釈」に載っていない製品は今後どのようになるのか？

A9

CCC強制認証の適用内容は、それぞれの製品で異なる。
管理弁法に該当するものは、今後、有害物質に対する項目が追加されると考えればよい。
該当しない製品は、管理弁法の要求項目は適用されない。

質問事項

Q10

「環境保護使用期限通則」の公布はいつか？

A10

2007年1月末の予定だったが、まだ出ていない。間もなく出るだろう。

Q11

3月1日以降、管理弁法対象製品に対し、各地の検験検疫機構では、「EU RoHS指令及び輸出電子電気製品中の使用制限物質に対する検査監督に関する通知」にあるEUへの輸出品同様、使用制限物質の検査監督を強化することが予想されるが、それらに対応するポイントは？

A11

第1ステップの表示については厳しくしない。第2ステップのCCC強制認証に対して厳しくする。

質問事項

Q12

中国での先進企業での準備状況及びローカル企業での管理弁法への取組みはどのような状況か？

A12

マークの意味や内容を工場に伝えており、表示もしている。 あとは、eマーク、若しくは、⑩マークのどちらかを付ければよいという考えでやっており、自然と中国版RoHSに慣れている。

日本の企業と違って、ユエライ、ユエライ（徐々に）であり、中国企業は決まっていなくても走りながらやっている。

中国版RoHSに関する国家質量監督検験検疫総局の対応

1．3月1日からの管理弁法に対する対応

3月1日以降、生産者と輸入者はマーク表示することになっており、各地の検々機構は輸入品の法定検査と輸入法に基き抜き取り検査を実施する。具体的プロセスはまだ未定であるが、大体は以下のようである。

1）eマーク製品（グリーンマーク製品）について

・まず、規制対象製品かどうかを確認し、おかしいかどうかチェックする。

・おかしい時は、中国版RoHSに対応しているメーカかどうか調べる。
生産者と輸入者は適合証明を出すことになっているので、きちんと対応しているメーカかどうかチェックする。

・提出された証明書でも疑惑が払拭されない時は実験室へ送り調べる。

以上が対応プロセスであるが、もし不合格の場合は、
不合格メーカに対して表示制度の徹底を求め、グリーンマークをオレンジマークに戻させる。

2）有毒有害物質含有製品（⑩マーク製品）について

・表示に関する項目は日本のJ-Mossとほぼ同じである。

2．CCC強制認証に対する対応

重点管理目録が出た後は通常通りの手続きとなる。

・ＣＣＣ認証の証明書を確認する。
・マーク表示しているかどうか確認する。
・疑惑がある時は抜き取り検査する。
・不正があると、廃棄するか輸出先へ返却する。

中国企業の取り組み

訪問した企業では、ＥＵや中国版ＲｏＨＳに対し次のような対応をしている。

1．マネジメントシステムを確立し対応している。
　本社と協力し、ＥＵ　ＲｏＨＳ及び中国版ＲｏＨＳに対応している。
2．開発、変更、不合格、サプライヤー、研修、評価での対応フローを作成･管理している。
3．管理弁法の対象外である製品でもガイドラインを作成し準備している。
4．サプライヤーへの徹底を図り管理している。
5．ＲｏＨＳマークのラベルを作り対象製品であることを表示している。
　製造ラインにも表示している。
6．全数検査ではなく、通常、ロット毎に抜き取り検査を実施している。
　また、定期検査を実施しているところもある。
7．鉛フリーの製造ラインと有鉛ラインがあり、表示して区別している。

中国における最近の電気･電子機器に関する環境規制

1．電子情報製品汚染防止管理弁法（中国版RoHS）

信息産業部

2006年2月28日公布、2007年3月1日施行

関連標準策定中

2．欧州RoHS対応の輸出検査基準

国家質量監督検験検疫総局、国家認証認可監督管理委員会

2005年7月28日公布、2006年1月18日施行

3．廃棄家電回収処理管理条例（中国版WEEE）

国家発展改革委員会

審議中、公布未定

4．廃棄家電及び電子製品汚染防止技術政策

国家環境保護総局など

2006年4月27日公布、2006年8月14日施行

中国国務院

9つの「管理弁法関連の標準」を策定中
2006年11月6日には3つの標準を公布

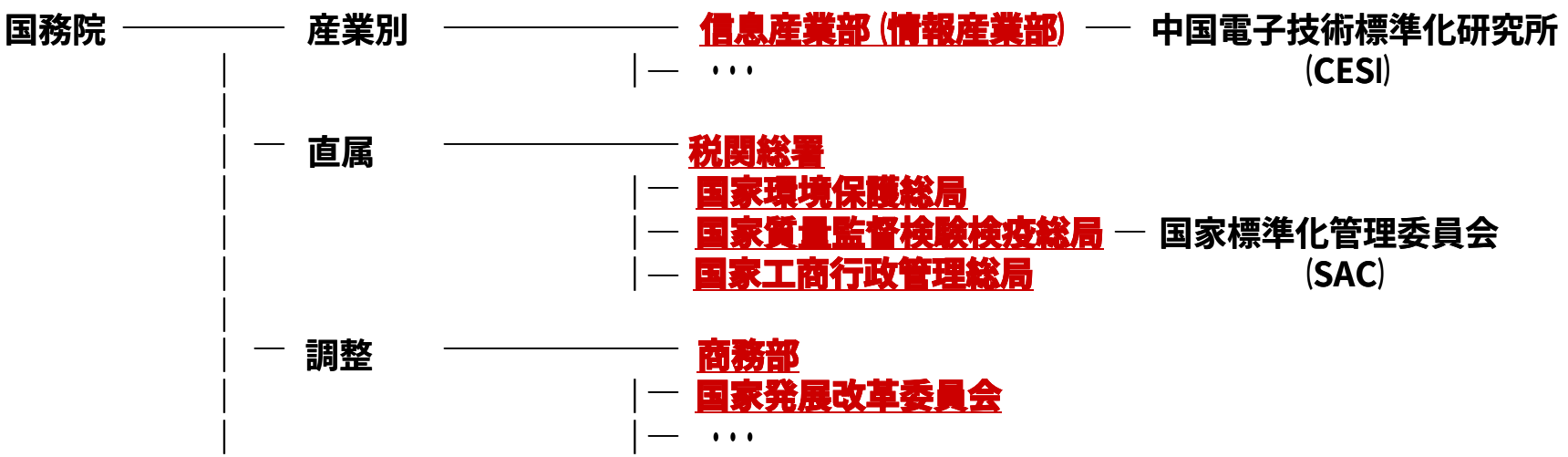

注1）国務院
中華人民共和国の最高の国家行政機関であり、最高の国家権力機関及び執行機関である。
中華人民共和国国務院組織法が国務院の各種規則を定める。

注2）「電子情報製品汚染防止管理弁法」は上記7機関の連名で公布

電子情報製品汚染防止管理弁法での役割と責任

対象者	管理弁法	役割と責任
設計者	9条	無毒、無害で分解し易い、回収利用に便利なものを使用した設計を行う。
製造者･輸入者	11条	環境保護使用期限を自ら制定し製品上に注記する。
	13条	含有する有毒有害物質、元素の情報表示を行い、有毒有害物質の名称、含有量、含有部品および回収利用できるかどうかを明示する。
	14条	無毒、無害または分解し易い、回収利用に便利な材料を使用し、梱包物の上に材料を注記する。体積や表面の関係上注記できない場合は製品説明書の中に注記する。
販売者	15条	有毒有害物質予防に関する基準に満たない電子情報製品を販売してはならない。
関連業界団体	12条	環境保護使用期限についての意見を通知することを奨励する。

電子情報製品汚染防止管理弁法関連の標準

1．3つの業界標準

「電子情報製品汚染防止管理弁法」（信息産業部第３９号令）が2006年2月28日に正式に発布されたことにともない、それを実際に運用するための手段となる国家標準の策定が急がれていた。

すでに、国家質量監督検験検疫総局の下で測定に関する６件の標準が公布されているが、電子情報製品汚染防止管理弁法の運用上いっそう重要視される業界標準が信息産業部の「電子情報製品汚染防止標準作業グループ」の下で策定されている。関連標準の中核を成すものとして、2006年11月6日にその内の３つの業界標準が公布された。

1）SJ/T　11363-2006　電子情報製品中の有毒有害物質の限度量に対する要求
2）SJ/T　11364-2006　電子情報製品汚染制御表示に対する要求
3）SJ/T　11365-2006　電子情報製品中の有毒有害物質の検査測定方法

＜続き＞

2．中国の標準体系（国家標準と業界標準）

中国の標準体系は、国家標準、業界標準、地方標準、企業標準の4つに分類でき、さまざまな標準の中に強制標準と推奨標準がある。多くは推奨標準であるが、健康、安全、環境保護など重要な標準に関しては基本的に強制標準である。

1）国家標準

GB　：　強制国家標準

GB/T：推奨国家標準

G:化学工業　　L:電子機器及び情報技術

2）業界標準（分野別標準）　　/T:任意（推奨）業界（分野別）標準

SN 商品検査

SJ 電子

3）標準は、業界標準　→　国家標準の順で制定される。

国家標準が制定された時点で関係する業界標準は自動的に廃止される。

＜続き＞

3．「電子情報製品汚染防止管理」に関する「標準」制定状況

1）**中国電子技術標準化研究所（CESI）**

信息産業部直属の標準化研究所で、電子情報技術の国家標準と業界標準を制定「電子情報製品汚染防止管理弁法」の適正標準の制定と見直しを行う。

- ・施行の推進
- ・施行時の詳細の決定
- ・管理弁法の整合性の確保

2）**信息産業部電子情報製品汚染防止標準化ワーキンググループ**

- ・認証・認可プロジェクトチーム
- ・無鉛溶接プロジェクトチーム
- ・制限量と検定方式プロジェクトチーム
- ・環境保護使用期限プロジェクトチーム
- ・標準システム研究プロジェクトチーム

＜続き＞

4.「電子情報製品汚染防止管理弁法」に関する標準化活動

No	標準名称	進捗状況	完成日付
1	電子情報製品汚染制御表示に対する要求	公布･施行済	2006.11.6
2	電子情報製品中の有毒有害物質の限度量に対する要求	公布･施行済	2006.11.6
3	電子情報製品中の有毒有害物質の検査測定方法	公布･施行済	2006.11.6
4	無鉛溶接材料の化学成分	検証中	2006.E
5	電子ハンダ付け用錫合金粉標準	草案完成	2007.3
6	電子グレード溶接ペイスト標準	起草中	2007.3
7	ウォーターベース無洗浄溶接剤標準	原稿完成	2007.3
8	無鉛ハンダ試験方法	原稿完成	2007.3
9	電子情報製品の環境保護使用期限通則	原稿完成	2007.1

SJ/T 11364-2006 電子情報製品汚染制御表示に対する要求

1．有毒有害物質の非含有･含有、回収利用可及び環境保護使用期限のマークの表示例

マークは、明晰で識別しやすく、目につきやすく、色褪せせず、かつ、脱落しにくいものとする。

1）電子情報製品に有毒有害物質を非含有 （SJ/T11363-2006の基準値以下の場合）

色	緑色 （C:85、M:31、Y:83、K:20） を推奨 製品の色とマークの色が近似していて目立たない場合、又はマークの色が製品の全体的な美観に影響を及ぼす場合は、他の適応な色を使用してもよい。 マークを型抜きしたものは製品と同じ色でも可
形状	SJ/T11364 2006 図3
大きさ	製品及び部材の大きさに基いて適切な仕様のマークを選択する。 最小面積≧ 5mm×5mm
表示場所	製品に直接表示でき、また、製品説明書に注記することを選択してもよい。 型抜き、吹き付け、貼付、印刷
位置	マークを製品に表示する場合、一般的には製品の正面、ファンクション･キーが設けられている側面及び背面等電子情報製品の目立つ所に表示する。機能、外観デザイン等に影響することによって、製品の目立つ所に表示することが出来ない場合は、消費者が製品を使用する際に見ることが出来るその他に位置に表示する。

＜続き＞

2）電子情報製品に有毒有害物質を含有 （SJ/T11363-2006の基準値超の場合）

数字は環境保護使用期限であり、数字を入れ替えて使用する。単位は年

色	オレンジ色 （C:0、M:75、Y:99、K:0） を推奨 製品の色とマークの色が近似していて目立たない場合、又はマークの色が製品の全体的な美観に影響を及ぼす場合は、他の適応な色を使用してもよい。 マークを型抜きしたものは製品と同じ色でも可
形状	SJ/T11364-2006 図4　　数字のフォントはImpact　　数字の高さと円の内外直径比 5:8:12
大きさ	製品及び部材の大きさに基いて適切な仕様のマークを選択する。　最小面積≧ 5mm×5mm
表示場所	製品の最大表面の面積≧$5\times10^3 mm^2$、かつ形状が規則的な場合、製品上に直接表示する。 製品の最大表面の面積＜$5\times10^3 mm^2$、又は形状が不規則な場合、製品上に直接表示しなくてもよいが製品の説明書に注記する。 型抜き、吹き付け、貼付、印刷
位置	マークを製品に表示する場合、一般的には製品の正面、ファンクション･キーが設けられている側面及び背面等電子情報製品の目立つ所に表示する。機能、外観デザイン等に影響することによって、製品の目立つ所に表示することが出来ない場合は、消費者が製品を使用する際に見ることが出来るその他に位置に表示する。

＜続き＞

2．環境保護使用期限

1）環境保護使用期限とは（3条）
　電子情報製品に含まれる有毒有害物質または元素が外部に漏れ出したり、突然変異したりしないで、電子情報製品のユーザがこの電子情報製品を使用しても環境に深刻な汚染を引き起こしたり、人体や財産に深刻な損害を与えたりしない期間をいう。

2）環境保護使用期限の表示義務　（11条）
　生産者および輸入者は、製品上に環境保護使用期限を表示しなければならない。
　中央の数字は環境保護使用期限を示し単位は年である。

3）表示要求　（電子情報製品汚染制御表示に対する要求　5項、7項）
　開始日は生産日（「製品ラベル表示規定（1997年11月7日　172号）」）

4）年数表示：「電子情報製品環境保護使用期限通則（SJ/Zxxxx-xxxx）」
　10年以下の場合：1、2、3、4、5、6、7、8、9、10
　10年以上の場合：10、15、20　など5の倍数

＜続き＞

5）環境保護使用期限通則（未制定）による環境保護使用期限の考え方

① 技術型環境保護使用期限
十分な実務上の経験或は科学的な実験技術手段を有する場合
- ・実践法　実際の事故から決定
- ・実験法　技術的な方法で決定

② 概念型環境保護使用期限
実践法や実験法で製品の技術型環境保護使用期限を決定できない場合
- ・安全使用期限法
- ・製品寿命法
- ・類比法
- ・査表法

などの方法がある。

＜続き＞

3．製品に有毒有害物質を含有する場合の取扱説明書での表示例

有毒有害物質の品名及び含有量（「○」または「×」）を製品説明書に表示する。
表示に使用する漢字および記号は、その文字及び記号の高さが1.8mmを下回ってはならない。

＜有毒･有害物質又は元素の名称及び含有量の表示フォーム＞
製品中の有毒有害物質又は元素の名称及び含有量

品名	有害有毒物質又は元素					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	6価クロム (Cr(Ⅵ))	ポリ臭化ビフェニル (PBB)	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)
プリント基板	×	○	×	○	○	○
シャーシ	○	○	○	×	○	○
付属品（ケーブル等）	×	○	×	○	○	○

○：該当部材の全ての均質材料中における当該有毒有害物質の含有量がいずれもSJ/T11363－2006標準に規定する限度量の要求以下である事を表す。
×：少なくとも当該部材中のある均質材料中における当該有毒有害物質の含有量がSJ/T11363－2006標準に規定する限度量の要求を上回ることを表す。
（企業は、ここで実際状況に基いて上表に「×」を付ける技術的理由について、更なる説明を加えることができる。）

＜続き＞

4．包装物材料名称の表示

包装物上にその包装物材料の名称を表示するが、有毒有害物質の有無については規定なし

1）電子情報製品汚染防止管理弁法　（14条）

無毒、無害、または分解し易い、回収利用に便利な材料を使用し、梱包物の上に材料を注記する。体積や表面の関係上注記できない場合は製品説明書の中に注記する。

2）電子情報製品汚染制御表示に対する要求　（9項）

GB18455-2001要求に基いて、生産または輸入した電子情報製品の包装物に包装材料コードを表示する。包装物の最大表面積が$5\times10^3 mm^2$より小さい場合、包装物に直接表示しなくてもよいが、製品説明書に注記する。

3）包装リサイクルマーク　（GB18455-2001）

包装材のリユース及びリサイクルに関して包装マークの種類、名称、寸法及び色等を規定

・色　　：緑色　GSB G51001-94 G03　但し、包装物の色により目立たない場合はその他の補色を採用してよい。
・表示位置　：分りやすい箇所に表示し、内包する装品を覆い隠さないこと。
・表示方法　：印刷、シール、塗装等ではっきり表示し、回収期間は剥離しないこと。

番号	名称	図形
1	リユース可能	
2	リサイクル可能	
3	再生材料含有	
4	グリーン　マーク	

＜続き＞

4）付属書A：プラスチック包装材料及び容器のリサイクルマークの例

A1. プラスチック材料及び容器は「リサイクル」マークを表示
A2. 体積が100mL超の容器と包装物は、種類を示したリサイクルマークを包装材料に印刷または刻印

04ープラスチック No
LDPEープラスチック区分

A3. 表示サイズは包装物に比例した大きさとする。
500mm×500mm×500mmの包装物の場合、直径20mm以上で、包装物の正面と反対側に全体が見えるように
A4. 印刷の色は単色。各色で印刷した包装物は背景の色に対してコントラストのある色で表示
白または透明の場合は黒色を用いてよい。
A5. 表示位置は、消費者にはっきりと見え、内装製品を覆い隠さないこと。
A6. プラスチックのマークコード
PET-01、HDPE-02、PVC-03、LDPE-04、PP-05、PS-06

SJ/T 11363-2006 電子情報製品中の有毒有害物質の限度量に対する要求

この標準は、電子情報製品に含まれる有害物質の最大許容濃度を制定する。

構成ユニット分類	構成ユニットの定義	限度量に対する要求
EIP－A	電子情報製品を構成する各均質材料	鉛、水銀、6価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル（デカブロモジフェニルエーテルを除く）の含有量が0.1wt%、カドミウムの含有量が0.01wt%を上回らないもの
EIP－B	電子情報製品中の各部品の金属メッキ層	鉛、水銀、カドミウム、6価クロム等の有害物質を故意に添加しないもの
EIP－C	電子情報製品中の既存の条件でこれ以上分解できない小型部品又は材料であって、一般には、仕様が 4mm^{3}に等しく、又はそれを下回る製品	鉛、水銀、6価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル（デカブロフェニルエーテルを除く）の含有量が0.1wt%、カドミウムの含有量が0.01wt%を上回らないもの

注1）EIP－A、EIP－B、EIP－C の順に分類する。

注2）故意に有毒有害物質を使用し、以下の状況に該当するものを「故意の添加」と見なす。
- ST/J11365-2006中の第5章に規定する方法を使用して検出された鉛、カドミウムが不合格であったもの
- ST/J11365-2006中の8.1に規定する方法を使用して6価クロムの含有量が検出されたもの

SJ/T 11365-2006 電子情報製品中の有毒有害物質の検査測定方法

1．この標準は、電子情報製品中の6物質の検査測定法を制定する。
2．「管理弁法」に定義された電子情報製品に適用

＜中国では、以下の2つの系列の分析規格が整備されようとしている。＞

1．信息産業部ルート：ISO/IEC準拠規格（審議中）
SJ/T 11365-2006 電子情報製品中の有毒有害物質の検査測定方法
1）EDX
2）ICP
3）AAS
4）GC-MS　など

2．国家質量監督検験検疫総局ルート：中国独自規格（SN/T2003、2004）
1）蛍光X線（SN/T2003.1）
2）原子吸光（SN/T2004.2）
3）ジフェニルカルバジド吸光光度法（SN/T2004.3）、
4）原子蛍光（SN/T2004.1）
5）高速液体クロマトグラフ（SN/T2005.1）
6）GC-MS（SN/T2005.2）

中国版RoHSに対する主なQ&A

１００問答（４６問答＆５４問答）参照

1．欧州RoHSで適用除外である製品を使用した場合、中国版RoHSでは該当するのか？

EU　RoHSと中国版RoHSとの関係はなく、例えEUのRoHS適用除外品であっても、有毒有害物質が含まれていれば中国では「表示」が必要です。

2．製品として「分類注釈」に該当しなければ有害有毒物質が規定値以上に含まれていても使用可能か？

Q1の回答にあるように、「分類注釈」のリストにないものは対象外と考えてよい。

3．中国版RoHSでは、規定する閾値を超えても表示さえすれば販売可能か？

「CCC強制認証」が始まるまでは表示さえすれば販売可能です。

4．環境保護使用期限は自社で決定するのか？　何か基準はあるのか？

自社で決定する。29問参照、　「環境保護使用期限通則を制定する。」とある。23問参照

＜続き＞

5．リサイクル「可」「不可」のいずれかを表示するのか？　判断基準は？

マークを表示する製品はリサイクル可能を表す。

・消費者に注意を喚起するもので、企業に対する要求ではない。25問参照
・全ての電子情報製品はいずれも回収が可能。　36問答の27問参照
・表示標準はリサイクルの規制まで及ばず。中国版WEEEを制定中でありそこで定める。
・図形の意味は、期限を過ぎた後は回収循環システムに入るべき事を表す。
「表示標準　付録 B　マークの解釈」参照

6．製品が不適合の場合、具体的な罰則はどのような内容か？

管理弁法では罰則のみ規定し、各部門の職務責任の範囲で処罰　「罰則」参照

7．電子媒体の説明書或はホームページ掲載等の代替が可能か？

製品本体又は説明書に記載が原則。webでの記載は参考　14問参照
他の書面による説明書がない時、電子媒体の説明書は可　13問参照

8．環境保護期限の設定において、補用品や消耗品が一番短い。これを適用することになるのか？

定期的な交換品の扱い。　30問参照、
定期的な交換が必要な部品と最終製品を分けて表示を行うことが出来き、このようにすれば交換部品の影響を受けなくなる。
消耗品の扱い。　21問参照
消耗品、電池など特殊な付属品については単独の標識を使用してもよい。

URL

名称	略称	URL
信息産業部	MII	www.mii.gov.cn
中国電子技術標準化研究所	CESI	www.cesi.ac.cn
国家環境保護総局	SEPA	www.zhb.gov.cn
国家発展改革委員会	NDRC	www.sdpc.gov.cn
税関総署	GAC	www.customs.gov.cn
国家質量監督検験検疫総局	AQSIQ	www.aqsiq.gov.cn
国家標準化管理委員会	SAC	www.sac.gov.cn
国家認証認可監督管理委員会	CNCA	www.cnca.gov.cn